

ブロック塀等実態調査のお知らせ

仙台市では、災害に強いまちづくりを推進するため、令和元年度から公道等に面しているブロック塀等の実態調査を行っています。令和3年度の調査開始にあたり、調査の対象となる小学校区と、調査方法などの概要をお知らせします。

なお、複数の小学校区にまたがる町内会においては、過年度に調査を実施した小学校区が含まれている場合がございます。詳しくは3ページをご確認ください。

1. 調査の概要 詳しくは2ページ

- ・ 調査期間 令和3年7月頃から令和4年2月まで（予定）
- ・ 調査対象 公道等に沿って設けられた、一定規模以上のブロック塀等
- ・ 調査方法 道路側からの調査、（了承を得た場合）敷地内からも調査
- ・ 調査内容 長さ・高さ・傾斜等の計測、劣化状況の確認など

2. 調査の流れ 詳しくは3ページ

- ① 事前案内の投函 調査1～2週間前に、調査員が案内を投函します
- ② 調査当日 調査員がお伺いし計測や現場撮影等をします
- ③ 調査結果の送付 後日、仙台市から調査結果を郵送します

3. 調査スケジュール 詳しくは3ページ

お住まいの地域の今後の調査の予定についてまとめています

4. 調査に関する Q&A 詳しくは4ページ

これまでの調査で市民の皆様から頂いたご質問についてまとめています

お問い合わせ先

仙台市役所 都市整備局 建築宅地部 建築指導課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

電話：022-214-8323 Email：tos009420@city.sendai.jp

HP：<http://www.city.sendai.jp/kenchikubosai/kurashi/anzen/saigaitaisaku/jishintsunami/taisaku/blockbei.html>



仙台市 ブロック塀等実態調査

検索

詳しくはHPをご覧ください

1. 調査の概要

● 調査期間

令和3年7月頃から令和4年2月まで（予定）

● 調査対象

- ① 公道（国道・県道・市道）と小学校の指定通学路に沿って設けられていること
- ② ブロック塀等（補強コンクリートブロック造・石造・れんが造・その他組積造による塀と門柱や万年塀など）であること
- ③ 塀の高さが1 mを超え、横幅が80 cmを超えるもの、その他明らかに危険と思われる塀

横幅80 cmを超えるもの
※2列を超えるものが目安



高さ1 mを超えるもの
※5段を超えるものが目安

● 調査方法

- ① 道路側からの調査
- ② 所有者等からの了承を得た場合は、敷地内からも調査

● 調査員について


調査は仙台市から委託を受けた会社の調査員が実施します。調査員は①「仙台市のマークが入った腕章」②「氏名が記載された調査員証」を着用しています。訪問時などにご確認ください。

①腕章

仙台市
ブロック塀等調査
業務従事者



②調査員証

仙台市
令和3年度ブロック塀等実態調査業務調査員証
株式会社 OOOO
仙台 太郎
令和4年3月31日まで有効
上記の者は、令和3年度
仙台市ブロック塀等実態調査業務に
従事するものであることを証明する。
仙台市長 

● 調査内容

- ① ブロック塀等の長さ・高さ・傾斜等の計測
- ② ブロック塀等内部の鉄筋探査
- ③ 劣化状況・現行の建築基準法の適合状況の確認
- ④ ブロック塀等の現況や調査状況等の撮影

● 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査員はマスクを着用し、手指消毒をしてから調査をしております。調査員が訪問した際は、市民の皆様におかれましても、マスクの着用や、インターフォン越しに対応していただくなど、ご理解とご協力をお願い致します。

2. 調査の流れ

① 調査前の案内の投函

調査の1週間から2週間ほど前に、ブロック塀等実態調査の案内を仙台市から委託を受けた会社の調査員が、対象のブロック塀等のあるお宅へ投函します。

② 調査当日

①で投函した案内に記載の調査期間中に、調査員が伺います。ご不在の場合は道路側から調査を実施し、ご在宅の場合は所有者等の了承を得た上で、敷地内からも調査を実施します。調査後は、調査を実施したお知らせを投函します。なお、調査時間は1か所あたり約15分ほどです。

③ 調査結果の送付

来年（令和4年）の5月以降に、仙台市から、今回の調査結果と、それに基づいて判定した危険度などを、所有者（または管理者）へ順次郵送する予定です。※市内全域を対象とした調査のため、すべての発送が完了するまで数か月かかる見通しです。予めご了承ください。

3. 調査スケジュール

令和3年度の調査エリアを4社で分担し、調査を実施します。

調査会社	担当する区
株式会社 桑折コンサルタント	青葉区
株式会社 目黒開発設計	宮城野区・若林区
東北ボーリング 株式会社	太白区
e-JEC 東日本 株式会社	泉区

調査は、小学校区ごとにエリアを分けて実施します。

小学校区（青葉区）	調査予定時期
川平、桜丘、中山小学校	令和3年7月下旬～ 令和3年11月下旬
愛子、大沢、折立、上愛子、川前、栗生、 錦ヶ丘、広瀬、南吉成、吉成小学校	令和3年10月上旬～ 令和4年2月下旬

※調査予定時期は、天候や調査状況により変更がすることがあります。

※詳細な調査予定時期については、仙台市ホームページに掲載します。

※実際の調査日については、調査前に投函される案内をご確認ください。

4. 調査に関する Q&A

◆ 調査時に立ち会いは必要ですか？

⇒ 立ち会いは不要です。立ち会い調査を希望される場合は、今後投函される案内に記載された仙台市から委託を受けた会社、または仙台市役所（建築指導課）までお問い合わせください。

◆ 調査日の指定はできますか？

⇒ 調査日や、訪問時間の調整については、可能な限り対応させていただきます。今後投函される案内に記載された仙台市から委託を受けた会社、または仙台市役所（建築指導課）までお問い合わせください。

◆ 案内に記載された調査期間が長いのはどうしてですか？

⇒ 屋外調査のため、天候に左右される可能性が高いことから、調査期間を長めに設定しています。なお調査時間は一か所あたり15分ほどです。

◆ 調査に費用は掛かりますか？

⇒ 本調査は無料です。

◆ 以前にも調査を受けましたが、また調査するのですか？

⇒ 仙台市では、昭和53年の宮城県沖地震後から定期的にブロック塀等の調査をしておりましたが、前回の調査から15年ほど経過しており、また平成30年に発生した大阪府北部地震で、ブロック塀等の倒壊による事故が起きたことなどがあり、今回改めて市内全域の公道等に面するブロック塀等の調査することとなりました。

◆ 空き家（または貸家）のため、調査結果を別の住所（または大家さん）に送ってもらうことは可能ですか？

⇒ 結果の送付先については、今後投函される案内に記載された仙台市から委託を受けた会社、または仙台市役所（建築指導課）までご相談ください。

◆ 調査後は、必ずブロック塀等の修繕・除却をしなければいけないのですか？

⇒ ブロック塀等は、所有者の責任において管理することが基本となります。調査結果を参考に、適切な維持管理をお願いします。なお、調査の結果、指摘事項があった場合は、ブロック塀等を築造した業者などの専門家へご相談ください。また、「早急に除却を要する」と判定された場合は、除却をご検討願います。こちらに該当する場合は、除却費の一部を補助する制度を、調査結果と併せてご案内します。

◆ 道路に面していないブロック塀等も、併せて調査してもらえますか？

⇒ 本調査は避難路となる公道等を通行する方の安全を確保するため実施するものであるため、公道等に面していないブロック塀等の調査は行っておりません。ブロック塀等を築造した業者などの専門家、もしくは下記団体にご相談ください。※相談には費用が発生する場合がございます。

- ・ 宮城県コンクリートブロック協業組合 電話：0223-34-1360
- ・ 一般社団法人宮城県エクステリア協会 電話：022-344-6225